

デイサービスセンターかんべ村

利用契約書
重要事項説明書

社会福祉法人フェニックス

デイサービスセンターかんべ村 利用契約書

様（以下「利用者」という。）とデイサービスセンターかんべ村（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される（介護予防、一日型デイサービス）通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

（目的）

第1条 デイサービスセンターかんべ村（以下「当事業所」という。）は、事業対象者・要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所介護を提供し、一方、利用者又は利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

（適用期間）

第2条 本契約は、利用者が通所介護利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。

但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は前項に定める事項の他、本契約の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所の通所介護を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び扶養者は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本契約に基づく通所介護利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、通所介護実施時間中に利用中止を申し出た場合については原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

（当事業所からの解除）

第4条 当事業所は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく通所介護サービスの利用を解除・終了することができます。

①利用者が要介護認定において自立と認定された場合

②利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合

③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な通所介護サービスの提供を超えると判断された場合

④利用者及び扶養者が、本契約に定める利用料金を3ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合

- ⑤利用者又は扶養者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行なった場合
- ⑥天災、災害、事業所・設備の故障、その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、本契約に基づく通所介護サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当事業所は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月15日までに送付し、利用者及び扶養者は、連帯して当事業所に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。尚、支払の方法は、別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当事業所は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して領収書を送付します。

(記録)

- 第6条 当事業所は、利用者へのサービスの提供に関する記録を作成し、その完結の日から2年又は5年間は保管します。
- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、複写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

- 第7条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、主治医へ連絡を取り状況を説明の上、判断をあおぎ、その判断に従って身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なうことがあります。

(秘密の保持)

- 第8条 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当事業所は、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行うこととします。
- ①介護保険サービスの利用のための、市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事務所への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ②介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。
- なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当事業所は、利用者に対し、主治医の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項の他、通所介護サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第10条 利用者及び扶養者は、当事業所の提供する通所介護に対しての要望又は苦情等について、サービス提供責任者に申し出ることができます。

(事故発生時の対応について)

第11条 利用者に転倒、転落、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は、次のとおり対処します。

- ①必要に応じて協力病院等を受診し治療を受けます。
- ②家族等へ事故の内容、状況を報告します。
- ③必要に応じて警察へ連絡します。
- ④状況を事故報告書に記入し、保険者及び広島市に連絡します。
- ⑤事故発生の原因を解明し、再発防止策を講じます。
- ⑥事業所の介護サービスの提供に起因する事故の場合は、速やかに損害賠償をします。

(賠償責任)

第12条 通所介護の提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して当事業所に対してその損害を賠償するものとします。

(利用約款に定めのない事項)

第14条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当事業所が誠意を持って協議して定めることとします。

「デイサービスセンターかんべ村」重要事項説明書

■ 本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、介護保険法令に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。また、説明を行うに当たり、利用者の介護保険証を確認させていただきます。

■ (介護予防、一日型デイサービス) 通所介護についての概要

(介護予防、一日型デイサービス) 通所介護は要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画または介護予防支援計画に基づき、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように生活全般にわたる援助支援サービスを提供します。このサービスを提供するにあたっては、居宅介護支援事業者または地域包括支援センターにより作成された計画に沿い、かつ、その際利用者・扶養者の希望を十分に取り入れ、計画の内容について同意をいただくようになります。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 フェニックス
- (2) 所在地 広島県広島市安佐北区可部七丁目13番15-1-7号
- (3) 電話番号 082-812-3588
- (4) 代表者名 理事長 沼田 裕子
- (5) 設立年月 平成16年9月15日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所 指定介護予防通所介護 一日型デイサービス
平成17年10月1日指定 指令介護第3470105036号

- (2) 事業所の目的と運営方針

通所介護は要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

「かんべ村の理念」

- 心ゆたかに・・・人生の先輩方の尊厳を守り、精神的にも豊かな生活を送れるように。
- 心やすらかに・・・家族と離れて暮らされる高齢者の皆様のプライバシーを守り、我が家に準ずる「安らぎの場」としてより家庭的な居室づくり。
- 心たのしく・・・明るく元気に、さわやかにをモットーとするスタッフの介護により、たのしい生活ができますように。

- (3) 事業所の名称 デイサービスセンターかんべ村
- (4) 事業所の所在地 広島市安佐北区可部七丁目13番15-1-7号
- (5) 電話番号 082-812-3588
- (6) 定員 35名
- (7) 事業所の責任者 生活相談員 木戸 孝明
- (8) 開設年月 平成17年10月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

広島市安佐北区

可部エリア(大林 三入 可部 亀山 勝木地区及び安佐町の一部)

高陽エリア(深川地区)

白木エリア(志路地区)

広島市安佐南区

八木エリア(八木地区)

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (但し 12/31～1/3 を除く)
受付時間	8 : 30～17 : 30
サービス提供時間帯	9 : 00～16 : 00

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する社員として、以下の職種の社員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	業務の内容
1. 管理者	1名		管理・運営
2. 生活相談員	3名(兼2名)		相談助言
3. 機能訓練指導員		(兼)3名	訓練指導・助言
4. 看護師		(兼)3名	健康管理
5. 介護職員	6名(兼2名)	4名	介護・支援

5. サービス内容と利用料金

当事業所では、次に掲げるサービスを提供します。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事提供サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 生活指導
- (6) 個別機能訓練
- (7) レクリエーション

介護保険給付対象内の利用料金

(1) 介護認定区分が要支援1・2の場合

(2) 介護認定区分が経過的要介護(旧要支援)・要介護1～5の場合

※ 別添料金表参照

- ★ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ★介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ★介護保険給付の支給限度額を超えて通所介護サービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。
- ★経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) お支払い方法

毎月15日までに前月分の請求額を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、以下の方法があります。

- ① 窓口での現金支払い
- ② 下記指定口座への振込み
 もみじ銀行 可部支店 普通口座 (口座番号) 1560954
 口座名 社会福祉法人 フェニックス
 理事長 沼田 裕子
- ③ ご指定金融機関口座から請求月翌月末の自動引き落とし

(4) 利用中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。

6. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービスごとに実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者によるその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、通所介護計画及びサービス提供ごとの記録はサービス終了日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（利用契約書第6条参照）

当事業所では、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

また、個人情報の使用等については、別に定める内容を遵守します。

7. 当事業所が保有する利用者などの個人情報に関し、適切な取扱いに努力すると共に、広く社会から信頼を得るため、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び、厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言し、下記の事項を遵守します。

(1) 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ①個人情報の取得にあたり、利用目的を提示した上で必要な範囲の情報を取得し、その範囲内で利用します。(通所介護計画の作成・サービス担当者会議・緊急時の関係機関への情報提供)
- ②個人情報の取得、利用、第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③当事業所が他の医療、介護関係事業者に対し関係業務を委託する場合、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行うよう事業所を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

(2) 個人情報の安全性確保の措置

①当事業所は、個人情報保護の取り組みを全職員に周知徹底させるため、個人情報保護に関する諸規程を整備し、必要な教育を継続的に行います。

②個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、また棄損の予防及び是正のため、当施設内において規程を整備し安全対策に努めます。

(3) 個人情報の開示、訂正、更新、利用停止、削除への対応

当事業所は、本人が自己の個人情報について開示、訂正、更新、利用停止、削除などの申し出がある場合は、速やかに対応します。これらの希望をされる場合は、当施設までお申し出下さい。

(4) 苦情の処理

当事業所は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。

8. 損害賠償保険への加入 (利用契約書第 12 条参照)

当事業所は、下記の損害保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	介護事業者賠償責任補償
補償の概要	賠償責任補償・傷害補償

9. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情等の受付

ご要望・苦情等の受付窓口 電話 082-812-3588

★ご要望・苦情等受付窓口(担当者) 木戸 孝明

★ " 責任者 施設長 沼田 裕子

★受付時間 毎週 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:30

行政機関その他苦情受付機関

・広島市安佐北区介護保険係 (082) 819-0621

・広島市安佐南区介護保険係 (082) 831-4943

・国民健康保険団体連合会 (082) 554-0770